

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第68期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	日本空港ビルデング株式会社
【英訳名】	Japan Airport Terminal Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鷹城 勲
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03(5757)8020
【事務連絡者氏名】	管理本部統括部長 松本 真澄
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03(5757)8020
【事務連絡者氏名】	管理本部統括部長 松本 真澄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第3四半期連結 累計期間	第68期 第3四半期連結 累計期間	第67期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	101,520	97,210	134,776
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	3,247	57	3,102
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失( )(百万円)	1,139	1,718	935
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	48	2,732	43
純資産額(百万円)	102,567	100,068	102,562
総資産額(百万円)	194,617	191,929	199,045
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額( )(円)	14.17	21.27	11.64
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	51.73	51.24	50.60

回次	第67期 第3四半期連結 会計期間	第68期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日
1株当たり四半期純損失金額 ( )(円)	1.65	10.04

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第67期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

施設管理運営業において、平成23年7月1日付で、連結子会社である株式会社ビッグウイングと株式会社ヒロインターナショナルは、株式会社ビッグウイングを存続企業として合併いたしました。

飲食業において、平成23年9月30日付で、株式会社JALUXとの合弁で、日本エアポートデリカ株式会社を設立し、関連会社といたしました。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

特記事項はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### （1）業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響等による厳しい状況から緩やかに持ち直しておりますが、先行きにつきましては、欧州債務危機などを背景とした海外経済の減速や為替レートの変動等により、景気が下振れするリスクが存在するなど、依然として不透明な状況が続いております。

航空業界におきましては、航空旅客数は、国内線・国際線とも東日本大震災の影響等により、年度当初は対前年同期比で大幅に減少しましたが、減少幅は次第に縮小いたしました。なお、羽田空港における国際線航空旅客数は、一昨年10月のD滑走路供用開始に伴う国際定期便の就航により、対前年同期比で大幅な増加となり、2年目以降も堅調に推移しております。

当社グループは、中期経営計画（計画期間：平成22年度から平成24年度）の2年目として、国内線第1旅客ターミナルビルリニューアル計画、新国際線旅客ターミナルビルでの受託業務や卸売等を着実に推進したほか、商業施設におけるイベント開催や企画商品開発等の各種活性化策を積極的に実施するとともに、徹底したコスト削減策を実行いたしました。

新たな取り組みとして、お客様への訴求力を高めるため、当社が成田空港で運営する免税店をスタイリッシュで高級感溢れる店舗デザインにリニューアルしたほか、羽田空港国内線旅客ターミナルビルにおいて、階層別地図をモバイルGoogleマップで表示するサービスや、無料無線LANサービスを開始するなど、旅客ターミナルビルの利便性向上施策を実施いたしました。また、中国の四川省成都市において、空港に物販店舗、市中に飲食店舗を開店するなど、積極的に海外事業展開を進めました。

その一方で、当第3四半期連結累計期間においては、羽田空港国内線旅客ターミナルビルに係る航空会社用事務室等の貸室返却による家賃収入の減少や、羽田空港国内線第2旅客ターミナルビル増築部（本館南側）に係る減価償却費の増加等が当社の業績に影響を及ぼしました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、営業収益は972億1千万円（前年同期比4.2%減）、営業利益は7億9千1百万円（前年同期比80.3%減）、経常損益は、持分法投資損失の増加等により、5千7百万円の損失（前年同期は32億4千7百万円の利益）、四半期純損益は、法人税率引下げに関連する法律の公布に伴う繰延税金資産の取崩し等が影響し、17億1千8百万円の損失（前年同期は11億3千9百万円の利益）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、営業利益（損失）はセグメント利益（損失）に該当します。

#### （施設管理運営業）

家賃収入につきましては、平成22年10月からの羽田空港国内線第2旅客ターミナルビル増築部（本館南側）における貸室面積の増加が、収益増加の要因となったものの、同年12月からの第1旅客ターミナルビルにおける航空会社用事務室等の貸室返却が影響し、前年同期を下回りました。

施設利用料収入につきましては、国内線旅客取扱施設利用料の改定により、国内線施設利用料収入が増加したものの、旧国際線旅客ターミナルビルの閉鎖が影響し、前年同期を下回りました。

その他の収入につきましては、新国際線旅客ターミナルビル施設維持管理等の業務受託収入等が増加したことにより、前年同期を上回りました。

その結果、施設管理運営業の営業収益は335億6千7百万円（前年同期比2.1%増）、営業利益は、国内線第2旅客ターミナルビル増築部（本館南側）に係る減価償却費の増加等により、10億6百万円（前年同期比58.6%減）となりました。

## ( 物品販売業 )

国内線売店につきましては、国内線第2旅客ターミナルビル増築部（本館南側）直営店舗展開等で販売促進を図ったものの、東日本大震災に伴う国内線航空旅客数の減少等が影響し、売上は前年同期を下回りました。

国際線売店につきましては、新国際線旅客ターミナルビルの直営店舗展開等による増加要因があったものの、旧国際線旅客ターミナルビルの直営店舗の閉店、東日本大震災及び原子力災害、急激な円高に伴う訪日外国人の減少等が影響し、売上は前年同期を大きく下回りました。

なお、航空旅客数の回復、震災復興支援イベント等の積極的な開催および日本人海外旅行者への国際線売店への誘致活動等により、国内線・国際線売店売上の減少幅は改善されてきております。

その他の売上につきましては、新国際線旅客ターミナルビル店舗への卸売等により、売上は前年同期を上回りました。

その結果、物品販売業の営業収益は 55億1千9百万円（前年同期比 7.8%減）、営業利益は 35億1千4百万円（前年同期比 30.5%減）となりました。

## ( 飲食業 )

飲食店舗につきましては、国内線第2旅客ターミナルビル増築部（本館南側）及び新国際線旅客ターミナルビルでの積極的な直営店舗展開等による増収要因があったものの、国内線航空旅客数の減少等による影響が大きく、売上は前年同期を下回りました。

機内食につきましては、羽田空港新規外国航空会社に対して売상을伸ばしましたが、成田空港においては東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う減便等により、売上は前年同期を下回りました。

その他の売上につきましては、新国際線旅客ターミナルビル飲食店舗における運營業務受託等により、売上は前年同期を大きく上回りました。

その結果、飲食業の営業収益は 11億2千7百万円（前年同期比 7.8%減）、営業損益は前年、前々年同期より損失が拡大し、6億4千2百万円の損失（前年同期は 1億8千3百万円の損失）となり、抜本的な構造改革、店舗戦略の再構築を取り進めております。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。景気の先行きにつきましては、緩やかな回復傾向が続くことが期待されるものの、原子力災害の影響や、欧州債務危機などを背景とした海外経済の減速や為替レートの変動等により、景気が下振れするリスクが存在しております。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える航空旅客数は、東日本大震災の影響等により、年度当初は大幅に減少しましたが、減少幅は次第に縮小しており、今後も回復傾向が続くと見込まれます。

当社グループは、中期経営計画（計画期間：平成22年度から平成24年度）に基づき、旅客への更なる利便性を図るべく、南ピア3スポット増設等を内容とする羽田空港国内線第2旅客ターミナルビル 次計画を着実に推進するとともに、増収・増益を目指し、羽田空港国内線旅客ターミナルビルにおける新たな商業空間の開発、抜本的な空室対策、空港内外における新規事業機会の具体化、人事制度の見直し、社員の意識改革、戦略的かつ適切な投資の実行と管理、徹底したコスト削減等を実行し、経営基盤の強化に努めております。

また、航空会社1社が国内線旅客取扱施設利用料を旅客から代行徴収して当社に納入することを拒否するという事案について、当社は、代行徴収及び納入の履行を求めて昨年11月1日に訴訟を提起したところであり、その解決に最善の努力を払っております。

当社グループは、空港法に基づく、羽田空港における国内線旅客ターミナルビルを建設・管理運営する空港機能施設事業者としての責務を果たすべく、公共性と企業性の調和という基本理念の下、グループ一丸となって旅客ターミナルビルの利便性、快適性及び機能性の向上を目指し、顧客第一主義と絶対安全の確立に努めており、羽田空港のさらなる容量拡大・国際化と新たな環境変化に着実に対応し、企業価値の向上を図ってまいります。

当社の会社支配に関する基本方針、及び会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み、並びに会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの各概要は以下のとおりです。

### 会社支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様にご委ねられるべきものと考えます。

当社は羽田空港において、航空系事業として、国内線旅客ターミナルビルの建設、管理運営を行うとともに、

平成22年10月に供用開始された国際線旅客ターミナルビルの運営会社である東京国際空港ターミナル株式会社の筆頭株主として、同社が管理する国際線旅客ターミナルビルの主要な運営業務の一括受託などを行っております。一方、非航空系事業として、羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空界の急速な発展に即応した旅客ターミナルビルの拡充整備に努め、事業規模の拡大を図ってまいりました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、幅広いノウハウと豊富な経験並びに国内外の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えます。

当社は、大規模買付者が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者の経営方針等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様判断に資するものであると考えます。

当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

#### 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記 で記載するもののほか、以下の取組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

##### ( ) 中期経営計画に基づく取組み

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、羽田空港国内線第1旅客ターミナルビル及び第2旅客ターミナルビルの一体的運営による一層の効率化を図り、運営諸費用の増加等への対策に努めております。また、東京国際空港ターミナル株式会社を建設管理主体として平成22年10月供用開始された国際線旅客ターミナルビルにつきましては、同社の筆頭株主として、主要な運営業務の一括受託などを行っております。併せてお客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めることとし、平成22年5月に策定した平成24年度を最終年度とする中期経営計画に基づく諸施策に積極的に取り組んでおります。

##### ( ) コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外取締役及び社外監査役を選任しております。平成16年には、経営に関する監督・助言機能を強化するため、従来の社外監査役2名に加え、新たに社外監査役1名を選任しました。さらに、平成21年には監督と執行の分離等を目的に執行役員制度を導入するとともに、取締役の定数を25名から15名に削減し、コーポレート・ガバナンスの強化と経営の効率化を図りました。また、平成22年には独立役員を2名指定するなど、今後も最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を検討してまいります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されるこ

と

を防止するための取組み

当社は、上記(2) で述べた会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という。）により、大規模買付行為が行われる場合に関して大規模買付ルールを定め、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続きについて定めております。

##### ( ) 独立委員会の設置

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものか否かの検討・審議を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保する機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から

独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為との関係では対抗措置を發動しない旨の不発動決議の是非について独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

( ) 大規模買付ルール

大規模買付ルールとして、大規模買付者は、定められた手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ、情報提出手続き等を経て、当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

(ア) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者は、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の大規模買付意向表明書(当社所定の書式)を事前に当社に対して提出していただきます。

(イ) 大規模買付行為に関する情報の提出

大規模買付者から大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合、当社は当該大規模買付者に対し、改めてご提出いただく情報の項目を記載した情報リストを10営業日(初日不算入)以内に交付いたします。

大規模買付者は、情報リストに基づき、株主の皆様のご判断及び独立委員会の検討のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社にご提出いただきます。

(ウ) 独立委員会による検討開始に係る通知

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、その旨を大規模買付者に通知し開示するとともに、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

(エ) 独立委員会による検討及び不発動勧告決議

独立委員会は、独立委員会検討期間として定められた期間内に、大規模買付行為の内容の検討、当社取締役会等の提供する代替案の検討等を行います。

大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合には、当社取締役会に対して、不発動勧告決議を行うこととします。

(オ) 株主総会における株主意思確認

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主意思確認総会を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとします。

(カ) 取締役会の不発動決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は上記( )(オ)に定める株主意思確認総会において対抗措置を發動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

(キ) 大規模買付ルールに従わない大規模買付行為に対する対抗措置の発動

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

( ) 株主・投資家に与える影響

本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報を提供し、さらには、当社株主の皆様が大規模買付行為に係るより良い提案や、当社取締役会等による代替案の提示を受ける機会を保証するための相応の検討時間・交渉力等が確保されることを目的としています。これに

より、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為への応諾その他の選択肢について適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をなされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

#### 取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿ったものです。

また、本対応方針は上記の基本方針に沿ったものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本対応方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社従業員の地位の維持を目的とするものでもありません。

( ) 本対応方針は、平成23年6月29日開催の第67回定時株主総会においてその基本的内容につき、株主の皆様への事前承認を受けております。当該株主総会の承認は、当該定時株主総会から3年を有効期間とします。当社取締役会は、3年が経過した時点で、改めて本対応方針に関する株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。当社取締役会は、当該株主総会承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、当該株主総会承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うこととします。

( ) 本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会は不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと

認め、不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに同勧告決議に従い不発動決議を行うこととされています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。

( ) 当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

( ) 本対応方針は、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件（新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件）、合理性の要件（株主や投資家など関係者の理解を得るための要件）をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

#### その他

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」の本文をご覧ください。

( 参考URL <http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/ir/> )

(3) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設について著しい変動があったものは、次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の能 力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社	東京都 大田区	施設管理 運営業	第2旅客ターミ ナルビル (増築工事)	7,600	6	自己資金及 び借入金	平成23年 12月	平成25年 4月	1

1 南ピア旅客施設(3スポット)等増設

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

当第3四半期連結累計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりであります。

当社、第1旅客ターミナルビル改修工事(東京都大田区 施設管理運営業)につきましては、平成23年11月に完了しました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

景気の先行きにつきましては、緩やかな回復傾向が続くことが期待されるものの、原子力災害の影響や、欧州債務危機などを背景とした海外経済の減速や為替レートの変動等により、景気が下振れするリスクが存在しております。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える航空旅客数は、東日本大震災の影響等により、年度当初は大幅に減少しましたが、減少幅は次第に縮小しており、今後も回復傾向が続くと見込まれます。

当社グループの営業の基幹となる羽田空港につきましては、国土交通省の「成長戦略会議」において、24時間国際拠点空港化を進め、平成25年度中に国際線発着枠を年間9万回に増やす等の提言がなされたほか、「空港運営のあり方に関する検討会」において、空港ビル会社等の空港関連企業と空港本体の経営一体化等を検討すべき旨の提言もなされております。

当社グループは、このような状況を踏まえつつ、空港法に基づく、羽田空港における国内線旅客ターミナルビルを建設・管理運営する空港機能施設事業者としての責務を果たすべく、今後とも日本経済や航空業界の動向等を慎重に見極め、公共性と企業性の調和という基本理念の下、グループ一丸となって旅客ターミナルビルの利便性、快適性及び機能性の向上を目指し、顧客第一主義と絶対安全の確立に努め、羽田空港のさらなる容量拡大・国際化と新たな環境変化に着実に対応し、企業価値の向上を図ってまいります。

当社グループは、今後とも、航空会社との協力・協調関係を一層強め、航空業界と一体となって首都圏空港の新たな発展に寄与してまいります。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000,000
計	288,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	84,476,500	84,476,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	84,476,500	84,476,500	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	84,476	-	17,489	-	21,309

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,244,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 81,211,800	812,118	-
単元未満株式	普通株式 20,000	-	-
発行済株式総数	84,476,500	-	-
総株主の議決権	-	812,118	-

## 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港3-3-2 第1旅客ターミナルビル	3,244,700	-	3,244,700	3.84
計	-	3,244,700	-	3,244,700	3.84

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	21,869	21,574
売掛金	8,070	9,402
有価証券	559	10
商品及び製品	3,402	3,698
原材料及び貯蔵品	144	185
繰延税金資産	1,269	1,255
その他	5,143	2,114
貸倒引当金	49	53
<b>流動資産合計</b>	<b>40,410</b>	<b>38,186</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	257,308	262,381
減価償却累計額及び減損損失累計額	145,224	153,142
建物及び構築物（純額）	112,084	109,239
機械装置及び運搬具	10,295	10,307
減価償却累計額及び減損損失累計額	8,770	9,036
機械装置及び運搬具（純額）	1,524	1,271
土地	10,575	10,575
リース資産	2,466	2,466
減価償却累計額及び減損損失累計額	169	481
リース資産（純額）	2,297	1,985
建設仮勘定	2,287	1,281
その他	22,680	23,766
減価償却累計額及び減損損失累計額	17,540	18,706
その他（純額）	5,139	5,060
<b>有形固定資産合計</b>	<b>133,909</b>	<b>129,412</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,804</b>	<b>1,911</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	5,993	6,657
長期貸付金	6,623	5,990
繰延税金資産	8,371	7,628
その他	1,933	2,159
貸倒引当金	-	18
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>22,921</b>	<b>22,418</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>158,634</b>	<b>153,742</b>
<b>資産合計</b>	<b>199,045</b>	<b>191,929</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	4,736	5,818
短期借入金	11,338	9,612
未払法人税等	912	458
賞与引当金	908	404
役員賞与引当金	100	-
資産除去債務	156	-
その他	10,201	10,017
流動負債合計	28,354	26,310
固定負債		
長期借入金	54,416	53,606
退職給付引当金	4,980	4,897
リース債務	2,535	2,177
資産除去債務	261	354
その他	5,935	4,515
固定負債合計	68,128	65,550
負債合計	96,483	91,860
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	17,489	17,489
資本剰余金	21,309	21,309
利益剰余金	67,010	64,714
自己株式	4,081	3,238
株主資本合計	101,727	100,275
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	881	820
繰延ヘッジ損益	1,898	2,753
為替換算調整勘定	-	3
その他の包括利益累計額合計	1,017	1,936
少数株主持分	1,852	1,729
純資産合計	102,562	100,068
負債純資産合計	199,045	191,929

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 3 四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)
<b>営業収益</b>		
家賃収入	10,797	10,679
施設利用料収入	12,072	11,648
その他の収入	8,558	10,455
商品売上高	59,241	54,637
飲食売上高	10,850	9,790
営業収益合計	101,520	97,210
<b>売上原価</b>		
商品売上原価	44,097	41,487
飲食売上原価	6,828	6,329
売上原価合計	50,926	47,817
営業総利益	50,594	49,393
<b>販売費及び一般管理費</b>		
従業員給料	6,161	6,123
賞与引当金繰入額	464	396
役員賞与引当金繰入額	90	-
退職給付費用	637	677
賃借料	5,656	5,694
業務委託費	7,634	9,778
減価償却費	9,531	10,272
その他の経費	16,406	15,659
販売費及び一般管理費合計	46,582	48,601
営業利益	4,011	791
<b>営業外収益</b>		
受取利息	116	228
受取配当金	71	76
雑収入	700	780
営業外収益合計	888	1,086
<b>営業外費用</b>		
支払利息	768	808
持分法による投資損失	489	1,016
雑支出	395	111
営業外費用合計	1,653	1,935
経常利益又は経常損失 ( )	3,247	57

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	-	26
<b>特別利益合計</b>	-	26
<b>特別損失</b>		
投資有価証券評価損	45	-
その他の投資評価損	26	4
貸倒引当金繰入額	-	18
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	765	-
災害による損失	-	47
<b>特別損失合計</b>	837	70
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	2,409	101
法人税等	1,290	1,711
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	1,119	1,813
少数株主損失( )	20	94
<b>四半期純利益又は四半期純損失( )</b>	<b>1,139</b>	<b>1,718</b>

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	1,119	1,813
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3	61
繰延ヘッジ損益	5	0
為替換算調整勘定	-	3
持分法適用会社に対する持分相当額	1,072	855
その他の包括利益合計	1,070	919
四半期包括利益	48	2,732
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	68	2,637
少数株主に係る四半期包括利益	19	95



## 【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
持分法適用の範囲の重要な変更	第2四半期連結会計期間より、日本エアポートデリカ株式会社を合併会社として設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

## 【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	
(法人税率の変更等による影響)	
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、主に繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.66%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は990百万円減少し、未払法人税等の金額は127百万円増加し、法人税等の金額は1,117百万円増加しております。	

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	9,648百万円	10,387百万円
負ののれんの償却額	143百万円	143百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	522	6.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	281	3.5	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	281	3.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月9日 取締役会	普通株式	284	3.5	平成23年9月30日	平成23年12月12日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	施設管理 運営業	物品販売業	飲食業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	31,059	59,397	11,063	101,520	-	101,520
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,803	462	1,649	3,915	(3,915)	-
計	32,862	59,859	12,713	105,435	(3,915)	101,520
セグメント利益又は損失( )	2,428	5,060	183	7,306	(3,294)	4,011

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額には、各報告セグメントに配分していない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用3,295百万円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	施設管理 運営業	物品販売業	飲食業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	32,027	54,777	10,406	97,210	-	97,210
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,540	401	1,321	3,263	(3,263)	-
計	33,567	55,179	11,727	100,474	(3,263)	97,210
セグメント利益又は損失( )	1,006	3,514	642	3,878	(3,086)	791

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額には、各報告セグメントに配分していない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用3,087百万円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )	14円17銭	21円27銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( ) (百万円)	1,139	1,718
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(百万円)	1,139	1,718
普通株式の期中平均株式数(千株)	80,386	80,792

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成23年11月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額 284百万円

1株当たりの金額 3円50銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月12日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、支払いを行っております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

日本空港ビルデング株式会社  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 研三 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真紀江 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本空港ビルデング株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本空港ビルデング株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。